

# 不法係留解決に向けた基本的な手法について

岸本 彩花<sup>1</sup>・山田 敏規<sup>2</sup>

<sup>1</sup>近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 河川管理課 (〒668-0025兵庫県豊岡市幸町10-3)

<sup>2</sup>近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 河川管理課 河川管理係長 (〒668-0025兵庫県豊岡市幸町10-3) .

不法係留は、全てがすぐに解決できるわけではなく、過去から長年懸案として残っている案件も多くある。そのため、若手係員や経験の浅い係長の中には、苦手意識や解決困難という先入観を持ってしまい、なかなか是正に向けて足を踏み出せない人もいると思われる。

豊岡河川国道事務所では、1年間で不法係留船全9隻を一掃することができた。解決手法は様々であるが、基本的な手法の積み重ねで全て解決に至った。当事務所での個別事例の紹介と、有効な是正手法の考察をすることで、各事務所における不法係留是正の一助となることを、本研究発表の目的とする。

キーワード 維持管理、是正指導、簡易代執行

## 1. はじめに

### (1) 円山川の概要

円山川は、兵庫県北部の但馬地方に位置し、豊岡市、養父市、朝来市の3市で構成されている。水源は朝来市生野町円山(標高640m)となり、途中、出石川、奈佐川等と合流し、日本海へ注ぐ。全長約68km、流域面積約1,300㎡である。河口から出石川合流点付近(約16km)までの河床勾配は非常に緩やか(1/9,000)であり、上流からの水が流下しづらい状況にある。



図-1 不法係留船

### (2) 不法係留等の現状

令和3年度当初時点で不法係留船は9隻あり、そのうち所有者判明船が3隻、残り6隻は所有者不明であった。所有者判明船3隻は河川での係留船、所有者不明船6隻は陸揚げ船である。過去の経緯によると、所有者判明船3隻については、指導を継続しているが、是正に至らないということであった。なお、全船について、毎月一回、巡視業務にて警告ステッカーを貼付している。

円山川には係留可能な施設が5つある。民間のマリーナが2つ、漁業協同組合の係留施設、市の係留施設、県の係留施設である。マリーナと県の係留施設は利用料が最低で月5000円程度、市の係留施設は半年で5500円となっている。



図-2 警告ステッカー

## 2. 不法係留の基本的な是正方法

### (1) 所有者が判明している場合

所有者に是正指導を行い、所有者自らは是正することが原則である。是正指導の方法としては、現地に警告看板を設置、自宅へ指導文書を郵送、電話、訪問して対面指導などが挙げられる。再三の指導にもかかわらず是正がされない場合は、行政代執行法に基づく行政代執行を行うことができる。

### (2) 所有者が判明していない場合

前項で述べたとおり、所有者自らは是正することが原則であるため、まず所有者調査を行い、所有者を特定する必要がある。所有者調査の方法としては、船舶番号照会、現地に警告看板を設置し連絡を待つ、地元・漁業協同組合関係者等への聞き取りなどが挙げられる。過失なくして所有者を特定できない場合、河川法第75条に基づく簡易代執行を行うことができる。

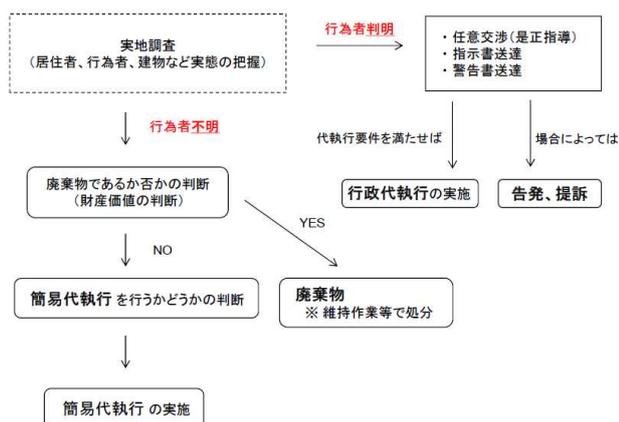


図3 (参考) 一般的な不法占用の基本的な是正フロー

## 3. 個別事例紹介

今回の是正指導方法と結果を、所有者不明船と所有者判明船に分けて個別に紹介する。

### (1) 所有者不明船の是正

船舶番号が確認できるものは日本小型船舶検査機構へ船舶番号照会を行い、確認できないものは、地元区長、漁業協同組合へ聞き取りを行った。代表的な3件を抽出して紹介する。

#### a) 所有者不明船その1

船舶番号は記載されていなかった。漁業協同組合への聞き取りの結果、漁業協同組合組合員が所有者だと判明した。漁業協同組合に是正指導してもらうよう依頼し、

その後所有者により是正がなされた。

#### b) 所有者不明船その2

船舶番号が記載されているものの、老朽化により判明できなかった。地元区長への聞き取りの結果、所有者が判明した。所有者に電話にて是正指導を行い、その後所有者により是正がなされた。

#### c) 所有者不明船その3

船舶番号照会により所有者が判明したものの、その住所に住んでいる形跡がなかった。そのため、市役所に住民票・戸籍請求をしたが、除籍から5年以上経過とのことで回答を得られなかった。また、地元区長・漁業協同組合・近くの係留船所有者等への聞き取りを行うも、有力な情報を得られなかった。そのため、過失なくして所有者を特定できないと判断し、簡易代執行を実施した。



図4 簡易代執行の様子

### (2) 所有者判明船

令和元年度の記録によると、3件有る所有者判明船について、是正指導しているものは是正に至らないという記録であった。それぞれの経緯を調べた上で、直接所有者と接触することにした。

#### a) 所有者判明船その1

令和元年度の記録によると、一度是正されたものの、また戻ってきているという事であった。指導文書を郵送したが反応がなかったため、自宅に訪問し、対面指導を行った。その後、所有者により是正がなされた。

#### b) 所有者判明船その2

令和元年度の記録によると、本人に是正意思はあるものの、どこに係留すれば良いか分からないから是正できないという事であった。指導文を郵送したが反応がなかったため、自宅に訪問し、対面指導を行った。その後、3回程度電話で是正指導をすることで、所有者により是正がなされた。

#### c) 所有者判明船その3

令和元年度の記録によると、本人に是正意思はないとのことであった。指導文を郵送したが反応がなかったため、自宅に訪問し、対面指導を行った。その後も、訪問を2回、電話での指導を5回程度経て、所有者により是正がなされた。

#### 4. 考察

過年度の是正方法、今年度の是正方法を比較しながら、なぜ上手く是正できたのかを考察する

##### (1) 所有者調査について

過年度は、船舶番号不明船については警告ステッカーを貼るのみで、聞き取り調査は実施していなかった。今年度は、地元や漁業協同組合へのヒアリングを行うことで、何隻かは所有者を特定することができた。また、過年度に船舶番号不明とされていた放置船舶も、隅々まで観察することで船舶番号が確認できたケースもあった。このことから、まず、船舶番号を探すために、船を隅々まで観察し、次に、警告ステッカーや看板を設置するだけでなく、聞き取り調査も積極的に行う必要がある。



図-5 船舶番号調査



図-6 警告看板

##### (2) 指導方法について

不法係留船の所有者はおおまかに3つの場合に分けられる。

- a. 不法係留であることを認識していない場合
- b. 不法係留であることを認識しており、是正意思もあるが、何らかの事情で不法係留を継続している場合
- c. 不法係留であることを認識しているが、是正意思がない場合

今回の個別事例も踏まえ、上記のa, b, cそれぞれの場合について、次の通り考察する。

##### a) 不法係留であることを認識していない場合

まずは不法係留であると伝える必要がある。そこですぐに是正してくれるか、後述のb)又はc)にあてはまることになる。

今回の所有者不明船その2がこの場合に当てはまる。所有者調査で判明した所有者に不法係留であることを伝えたと、国有地とは知らなかったとのことで、すぐに是正された。伝え方は、警告看板設置や手紙の郵送などいくつかあるが、今回は電話にて伝えた。口頭で伝える方が早く解決すると推察する。

##### b) 不法係留であることを認識しており、是正意思もあるが、何らかの事情で不法係留を継続している場合

まずは、なぜ是正できないのかを所有者から聞き取りする必要がある。本来、是正は本人にやってもらうが、何か協力することで是正に至るのであれば協力しても良いと考える。

今回の所有者判明船その2がこの場合に当てはまる。聞き取りをすると、係留施設を探しているものの、良いところが見つからないため、是正できないとの事であった。過年度の指導方法では、是正してくださいと伝えるのみであり、係留施設を紹介して欲しいと言われても対応していなかったため進展がなかった。

今回の指導では、こちらで係留施設を探し、その係留施設を紹介することで是正に至った。マリーナや県の係留施設は値段が高いとのことで難色を示されていたが、一番値段が安い市の係留施設を紹介したところ、是正に至った。このことから、一方的に是正指導をするだけでなく、相手の事情や要望を聞くことで、解決策が見えてくる事が分かった。



図-7 市の係留施設

c) 不法係留であることを認識しているが、是正意思がない場合

行政代執行という手段もあるが、まずは本人を説得し解決を目指すべきである。そのためにはまず、なぜ是正意思がないのかを所有者に聞き取りする必要がある。所有者の主張を聞いた上で、是正の必要性を訴え、是正意思を持ってもらう方向に進めなければならない。

今回の所有者不明船その3がこの場合に当てはまる。過年度の指導経緯は、まず、河川法違反であることと、このまま放置すると強制撤去する旨の指導文書を郵送した。その後指導文書を見た所有者から憤りの電話があり、民地での係留である旨とこれからも係留し続けるという意志を伝えられた。また、強制撤去に対しても対抗する意向を示され、それに対して当方は、河川管理上支障があるので是正してほしいと伝えるのみであり、話が進まず平行線であった。

今回の指導では、過年度と同様にまず指導文書を郵送したが、その内容は過年度のような文面とはせず、事情を聞かせて欲しいという文面にし、反感を買わないようにした。指導文書に対して反応がなかったため直接訪問したが、まずは事情を教えて欲しいという姿勢で会話を続けることを心がけた。相手の主張は過年度と同様であったが、長時間会話を進める中で、マリーナや県の係留施設は値段が高いが、もっと安い係留施設があれば移動しても構わないという言葉を引き出した。そのため、こちらで係留施設を探す代わりに是正してもらうという約束をし、最終的には、県の係留施設に移動してもらい是正が完了した。

この所有者に指導をするとき心がけていたのは、できるだけ相手を怒らせずに長時間会話をすることである。会話ができない事には是正の必要性を訴えることも、解決の糸口を見つけることもできないと考えたからである。そのために、あまり相手を刺激する言葉は使わず、柔らかい言葉を多用した。また、雑談も交えることで警戒心を解き、本音を話して貰えるようになった。

このような進め方により、最初は威圧的だった相手も、次第に態度が穏やかになっていった。また、電話よりも、直接会って話をする方が相手の信頼が得やすく効果的だと思われた。

相手により有効な手段は様々だと思うが、注意しなければならないのは、相手を怒らせないために口調を柔らかくする事は構わないが、態度は毅然としておくことである。不法行為をしているのは相手なので、下手に出る必要はなく、頭を下げる必要もない。また、協力できる事はすれば良いと思うが、原則は本人自らの是正である。そのため、安易に相手の要望を引き受けてはいけない。相手が何か要望を出してきたらそのことを逆手に取り、こちらで協力する代わりに是正してほしいと訴え、是正できそうだと確信が持ててから協力するべきである。今回は、こちらで係留施設を紹介する代わりに是正しても

らうという約束を取り付け、解決に至った。

(3) 簡易代執行について

過失なくして所有者を特定できない場合、簡易代執行を実施することができる。簡易代執行自体は、河川法の手続に則って進めるだけなので、実はそれほど難しくはない。問題は簡易代執行を実施しても良いかどうかという判断である。過失なくして所有者を特定できないと言い切れるくらいに所有者調査を念入りに行わなければならない。

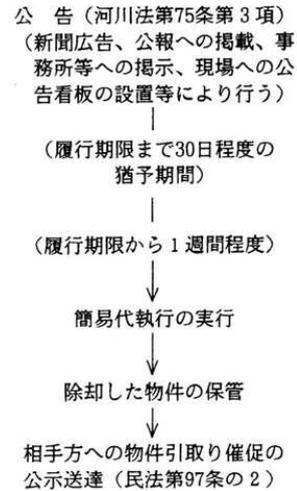


図-8 簡易代執行の基本的な手続フロー

今回の所有者不明船その3については、過年度より警告ステッカーを貼付しており、令和3年度に入ってから船舶番照会、戸籍請求、聞き取り、警告看板設置など、約5ヶ月間所有者調査を実施したものの所有者を特定するには至らなかったため、簡易代執行を実施した。

5. まとめ

1年間で不法係留を一掃することができ、その事例紹介や考察を行ったが、今回は特に新しい解決手法を生み出したわけではない。そのため、基本的な手法の積み重ねである程度の不法係留は是正できるという事が分かった。今回の考察で分かった有効な基本的な手法は以下のとおりである。

(1) 所有者不明の場合

警告看板を設置するだけでなく、地元等へ聞き取り調査をしなければならない。過失なくして所有者を特定出来ない場合は簡易代執行により解決できる。

(2) 所有者への指導方法

指導方法は、対面指導が一番良いと考えられる。一回

の指導で解決しようとせず、何度も所有者の元へ足を運ぶことで、所有者との距離が縮まり、説得しやすくなる。指導文書を郵送する際は、最初は相手を刺激しないような文面にした方がよい。

所有者へ指導する際は、まず相手と会話することを心がける必要がある。毅然とした態度で指導しなければならないが、むやみに相手を怒らせないよう言動には注意をしなければならない。また、本音を聞き出すために、雑談をすることも効果的である。

### (3) 所有者への協力

所有者の力だけでは是正が難しそうな場合、こちらで何か協力することで是正できそうなら協力すればよい。ただし、所有者自身がすべき事を当方が善意で代わりにするという事を所有者に認識させ、必ず是正させるような交渉をしなければならない。そのためには、所有者との会話を積み重ね、信頼関係を築くことが重要である。

### (4) 地元や関係機関との連携について

今回、係留施設を所有者に紹介することで、是正に至ったが、このとき、事前に係留施設を管理する市や県、係留組合に不法係留船の所有者を受け入れて欲しいと相談をしていた。そのため、紹介後も円滑に事が進んだ。また、漁業協同組合関係者の不法係留も、漁業協同組合からすぐに指導していただいたおかげで是正できた。このことから、日頃から地元や関係機関と良好な関係を築

いておくことで、不法係留是正が円滑に進むという事が分かった。

### (5) 交渉時の工夫点

今回、2名の所有者に対して、是正指導する中で係留施設を紹介する流れになったが、是正指導に入る前から紹介する事で是正させようと考えていた。そのため、事前に係留施設の位置、規模、値段等を全て把握し、相手の要望次第で、交渉材料として使えるように準備していた。このように、事前に様々な情報を把握しておく事で優位に交渉を進める事ができる。

以上が基本的手法のまとめである。今回の不法係留是正は、河川管理係長1年目の職員と新規採用職員とで行ったが、過去から継続されていた案件も含めて全て是正することができた。このように、過去から継続されている不法係留についても、是正できていないからといって必ずしも解決困難とは限らない。過去の担当者の指導方法が正解かどうかは分からない上、所有者の気持ちが変わっている場合もある。そのため、まずは所有者と接触し、自分が担当者であるという意識を持って是正指導にあたるべきである。本研究発表により、経験が浅い若手職員でも不法係留を一掃するができるということを知ってもらい、各事務所における不法係留是正の一助となることを願って、結びとする。